



三重県公報

令和2年6月12日 (金)

第 114 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
55	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	2
告 示			
366	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	34
367	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	34
368	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	34
369	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(担い手支援課)	35
370	同件	(同)	35
371	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の徴収事務の委託	(同)	35
372	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件の一部を改正する告示	(森林・林業経営課)	35
373	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	36
374	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	37
375	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	38
376	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	39
377	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	39
378	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	40
公 告			
	土地改良区の役員の就任の届出	(農地調整課)	40
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(同)	40
	土地改良区の解散認可	(同)	41
	土地改良事業の工事の完了	(同)	41
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	42
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	42
	同件	(同)	42
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	42

規 則

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年六月十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第五十五号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則（昭和五十五年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付状況の報告)</p> <p>第十条 金融機関は、<u>半期ごとの貸付状況を各半期の最終月の翌月十五日までに木材産業等高度化推進資金貸付状況報告書（第十号様式）により知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>(貸付状況の報告)</p> <p>第十条 金融機関は、<u>四半期ごとの貸付状況を各四半期の最終月の翌月十五日までに木材産業等高度化推進資金貸付状況報告書（第十号様式）により知事に報告しなければならない。</u></p>

第五号様式を次のように改める。

--

(注) 加工を併せて行う者については、その加工に係る製品の生産に関する事項を、⑧の者については、木材需要の拡大に関する事項を含めて記入すること。

(3) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

(4) 事業等の現状・計画：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

年次 計画等	現状（実績）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 （伸び率）
木材取扱量 (m ³)	平均 計	木材取扱計画量 (m ³)					
	うち地域材 ()						
	直近 計						
	うち地域材 ()						
	2年前 計	うち地域材 (m ³)					
うち地域材 ()							
3年前 計							
うち地域材 ()	()	()	()	()	()		
□新製品等 □JAS							
素材生 産計画 量 (m ³)	平均 [] ()						
	直近 ()						
	2年前 ()	[]	[]	[]	[]	[]	
	3年前 ()	()	()	()	()	()	
素材引 取計画 量 (m ³)	平均 計	素材引取計画量 (m ³)					
	うち地域材 ()						
	直近 計						
	うち地域材 ()						
	2年前 計	うち地域材 (m ³)					
うち地域材 ()							
3年前 計							
うち地域材 ()	()	()	()	()	()		
□新製品等 □JAS							
製品引 取計画	平均 計	製品引取計画量 (m ³)					
	うち地域材 ()						

量 (m ³)	直近	計						
		うち地域材	()					
	2年前	計		うち地域材 (m ³)				
		うち地域材	()					
	3年前	計						
		うち地域材	()	()	()	()	()	()
□新製品等 □JAS								
素材加工計画量 (m ³)	平均	計		素材加工計画量 (m ³)				
		うち地域材	()					
	直近	計						
		うち地域材	()					
	2年前	計		うち地域材 (m ³)				
		うち地域材	()					
3年前	計							
	うち地域材	()	()	()	()	()	()	
□新製品等 □JAS								
事業に直接 従事する従業員数 (人)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							
一人当たりの 木材取扱 計画量 (m ³ /人)	平均		一人当たりの木材取扱計画量 (m ³ /人)					
		うちJAS製品						
	直近							
		うちJAS製品						
	2年前		うちJAS製品量 (m ³ /人)					
		うちJAS製品						
3年前								
	うちJAS製品							

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 「現状(実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注3) 「内訳」欄には、資金を借り受けようとする事業についてのみ計画量等を記載する。

(注4) 「素材生産計画量」欄の [] : ①の者については、主伐計画量を内書で記入する。

⑧の者については、新製品の開発等(葉枯らしによる天然乾燥材)に係る素材生産計画量を内書で記入する(その他の事業体については、記入の必要なし)。

(注5) 各欄の () には、間伐等又は間伐材等に係る取扱計画量を内書きで記入する。

(注6) 「□新製品等□JAS」欄について、⑧の者は、新製品の開発等に係る木材取扱計画量を内書で記入する。

また、⑨の者は、JAS製品に係る素材引取計画量を内書で記入する（その他の事業体については、記入の必要なし）。

(注7) ①の者については、「事業に直接従事する従業員数」欄及び「一人当たりの木材取扱計画量」欄の記入の必要なし。

(注8) 「一人当たりの木材取扱計画量」の「うちJAS製品」欄について、⑨の者は、JAS製品に係る一人当たりの木材取扱計画量を内書で記入する（その他の事業体については、記入の必要なし）。

(注9) 素材生産又は素材・製品等の引取以外の事業を併せて行っている者については、「付表-1」を添付する（数人共同の事業体については不要）。

(注10) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-2」を添付する。

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額 (合計)
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 ..~	千円	千円	千円	千円	千円
	2年目 ..~			()	()	()
	3年目 ..~			()	()	()
	4年目 ..~			()	()	()
	5年目 ..~			()	()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材生 産計画 量 A	伐採・搬 出等諸経 費 B	年間立木 購入費 C	年間資 金回転 数 D	所要 資金額 (A×B+ C)÷D= E
		短期運 転資金	長期運 転資金								
素 材 生	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					

産	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

ウ 素材・製品引取

年次計画	資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
	木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材・製 品引取 計画量 A	1m ³ 当 たり素 材・製 品価格 B	年間 輸送費 C	年間資 金回 転 数 D	所要 資金額 (A×B+C) ÷D=E
	短期運 転資金	長期運 転資金								
素材引取	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				
製品引取	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

エ 素材加工

年次計画	資金調達先別金額					所要資金額算出基礎			
	木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材製品生産 計画量 A	1m ³ 当たり加工 諸経費 B	年間資 金回 転 数 C	所要 資金額 (A×B) ÷C=D
	短期運 転資金	長期運 転資金							
素材加工	1年目			()	()	()			
	2年目			()	()	()			
	3年目			()	()	()			
	4年目			()	()	()			
	5年目			()	()	()			

(注 1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注 2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注 3) イ素材生産に係る資金を借り受けようとする①の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入の必要なし。

(注 4) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材生産、ウ素材・製品引取並びにエ素材

加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載する。

(注5) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金については、「その他」欄に記載する。

付表-1：素材生産量・素材引取量・製品引取量の現状

※ 素材生産又は素材若しくは製品等の引取の事業を併せて行っている者が記入する。

(数人共同の事業体は記載不要)

事業		現状		現 状 (実 績)			
		平均	直 近	2 年前	3 年前	※ 担当者記入欄 年間地域材取扱量 (m ³)	
素材生産量 (m ³)	計					素材生産量	
	うち地域材					素材引取量	
素材引取量 (m ³)	計					製品引取量	
	うち地域材					合 計	
製品引取量 (m ³)	計						
	うち地域材						

(注1) 直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表-2：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先 (※数人共同の事業体は記載不要)

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比(%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比(%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表-3：新製品の開発等の内容 (※単独事業体関係：⑧の事業体のみ記入する。)

(※該当する□にレ(チェック)を記入)

□新製品の開発	<input type="checkbox"/> 「葉枯らしによる天然乾燥材」の生産 <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> フローリング <input type="checkbox"/> 単板積層材 <input type="checkbox"/> 幅はぎ板 <input type="checkbox"/> プレカット材 <input type="checkbox"/> 防腐・防虫処理材 <input type="checkbox"/> 乾燥材 <input type="checkbox"/> その他 ()
□新分野の需要 開拓	<input type="checkbox"/> 木造学校建築事業 <input type="checkbox"/> 木造公営住宅建設事業 <input type="checkbox"/> 産直住宅建設事業 <input type="checkbox"/> その他 ()

[別紙]

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考-1 年間木材取扱量の現状（実績）

事業	現状	現状（実績）			
		平均	直近	2年前	3年前
素材生産量（m ³ ）	計				
素材引取量（m ³ ）	計				
	うち地域材				
製品引取量（m ³ ）	計				
	うち地域材				
※担当者記入欄：年間地域材取扱量（m ³ ）					
（ ）内は間伐材		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

（注 1）構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考-2 年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材生産計画量（m ³ ）						
素材引取計画量（m ³ ）						
製品引取計画量（m ³ ）						
素材加工計画量（m ³ ）						
木材産業等高度化推進資金必要額（千円）	短期					
	長期					

（注 1）構成員ごとの合計値が、1(3)の年次計画等及び2のア「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考-3：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先

	主要購入先				主要販売先			
	購入相手先	（業種）	所在市町村	構成比（%）	販売相手先	（業種）	所在市町村	構成比（%）
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

（注 1）構成比の高い上位 3 社を記入するとともに、構成比の計が 100 パーセントになるようにする。

第 5 号様式（第 5 条関係）

その 2

合 理 化 計 画 書

【事業経営改善合理化資金関係：新規需要創出資金】

事業体等の名	
--------	--

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項（※該当する□にレ（チェック）を記入）

主な事業		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工
事業体等の構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> ①森林組合 <input type="checkbox"/> ②森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> ③中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> ④中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> ⑤合理化計画期間内に木材製品の生産量が増加するよう計画している事業体 <input type="checkbox"/> ⑥「製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）」の認証を受けた木材の製造を営む事業体（認証を受けたことを証明する書類の写しが必要）
	数人共同の事業体	<input type="checkbox"/> ⑦法人格を有しない同一の目的を有する事業体 (別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要)

(2) 事業の経営改善の基本的方向

--

(3) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)

ア 素材等取扱量

年次計画等	現状（実績）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者記入欄（伸び率）
年間取扱 計画量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計	年間取扱計画量(m ³)					※注 4
	うち地域材						
	直近 計						
	うち地域材	うち地域材(m ³)					
	2年前 計						
	うち地域材						
引取量計	平均 計	引取計画量(m ³)					
	うち地域材						

(m ³)	うち地域材						
	□素材	直近 計					
	□製材品	うち地域材					
		2 年前 計		うち地域材 (m ³)			
	3 年前 計	うち地域材					
		うち地域材					

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注3) 素材と製品の両方の取引がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。

(注4) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-1」を添付する。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状 (実績)		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材製品の 生産計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2 年前							
	3 年前							
J A S 製品								
生産する 木材製品	<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 合板 <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> 単板積層材 <input type="checkbox"/> 防腐、防虫、耐火処理材 <input type="checkbox"/> 直交集材板 <input type="checkbox"/> 木質チップ、ペレット <input type="checkbox"/> その他							

(注1) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3ヶ年の実績及び平均値を記入する。

(注2) 数人共同の事業体以外の者については、「付表-1」を添付する。

(4) 財務状況：[最近3か年の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及びその他参考となる書類を添付]

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)

ア 合計

年次計画	資金調達先別金額				
	木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
	短期運転資金	長期運転資金			
1 年目 ... ~	千円	千円	千円	千円	千円
2 年目 ... ~			()	()	()

合計	3年目 ・・・～			()	()	()
	4年目 ・・・～			()	()	()
	5年目 ・・・～			()	()	()

イ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材・ 製品引 取計画 量 A	1㎡当 たり素 材・製 品価格 B	年間 輸送費 C	年間 資金 回転 数 D	所 要 資金額 (A×B +C) ÷ D= E
		短期運 転資金	長期運 転資金								
素材 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製 品 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 加工

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎			
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	製 品 生 産 計 画 量 A	1m ³ 当 たり 加 工 諸 経 費 B	年間 資金 回転数 C	所 要 資金額 (A×B) ÷ C =D
		短期運 転資金	長期運 転資金							
加 工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

- (注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。
- (注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
- (注3) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材・製品引取並びにウ加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載する。
- (注4) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－1：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先（※数人共同の事業体は記載不要）

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

- (注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。
- (注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

[別紙]

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考-1：年間木材取扱量の現状（実績）

事業	現 状	現 状（実績）			
		平均	直近	2年前	3年前
素材引取量（m ³ ）	計				
	うち地域材				
製品引取量（m ³ ）	計				
	うち地域材				
※担当者記入欄：年間地域材取扱量（m ³ ）					

(注) 構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1の(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考-2：年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材引取計画量（m ³ ）						
製品引取計画量（m ³ ）						
製品生産計画量（m ³ ）						
木材産業等高度化 推進資金必要額 (千円)	短期					
	長期					

(注) 構成員ごとの合計値が、1の(3)の年次計画等及び2のア「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期
運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考-3：計画期間における素材等の主要購入先及び販売先

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所 在 市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所 在 市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

第七号様式を次のように改める。

第 7 号様式 (第 5 条関係)

合 理 化 計 画 書

【木材高度加工資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項

ア 申請者 (借受者) (※該当する□にレ (チェック) を記入)

主な事業		<input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工
借受の対象要件	<input type="checkbox"/> 高次加工機械等の活用	<input type="checkbox"/> 集成材製造施設 <input type="checkbox"/> 人工乾燥施設 <input type="checkbox"/> 薬剤処理施設 <input type="checkbox"/> プレカット加工施設 <input type="checkbox"/> 廃木材破砕・再生処理施設 <input type="checkbox"/> 製材用省力化設備 <input type="checkbox"/> 合板用省力化設備 <input type="checkbox"/> 木製組立材料製造用省力化設備 <input type="checkbox"/> 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備
	<input type="checkbox"/> 合併等による体質強化	<input type="checkbox"/> 年間素材・製品取扱量がおおむね 5,000m ³ 以上 (設立総会等の議事録等を添付すること) (付表-1 を記入すること)
	<input type="checkbox"/> 高度加工	<input type="checkbox"/> J A S 材生産 <input type="checkbox"/> 人工乾燥材生産 <input type="checkbox"/> 天然乾燥材生産 <input type="checkbox"/> 地域認証材の生産 <input type="checkbox"/> 集成材の生産 <input type="checkbox"/> プレカット材の生産
事業体等の構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> 製材業者 <input type="checkbox"/> 加工業者

イ 共同申請者 (借受者) ※異業種間の協定等の締結相手方

フリガナ 会社名		
設立年月日		年 月 日
借受の対象要件		<input type="checkbox"/> アに掲げる申請者に対して素材等の供給を行う
事業体等の構成	森林組合関係	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 森林組合連合会
	木材協同組合関係	<input type="checkbox"/> 中小企業等協同組合等の組合 <input type="checkbox"/> 中小企業等共同組合等の連合会
	単独事業体関係	<input type="checkbox"/> 森林所有者 (素材生産を行っている者) <input type="checkbox"/> 素材生産業者 <input type="checkbox"/> 製材業者 <input type="checkbox"/> 加工業者 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売業者

(注1) 共同申請者 (借受者) が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者 (借受者) ごとに作成すること。

(注2) 協定書等 (写) を添付すること。

ウ 共同申請者（借受者以外）※異業種間の協定等の締結相手方

フリガナ 会社名	
設立年月日	年 月 日
主な事業等 (□に「レ」を記入)	<input type="checkbox"/> 森林所有者（素材生産を行っている者） <input type="checkbox"/> 素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 加工 <input type="checkbox"/> 素材市場 <input type="checkbox"/> 製品市場 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> その他関連業種 ※関連業種の内訳： <input type="checkbox"/> 建築工事業 <input type="checkbox"/> 大工工事業 <input type="checkbox"/> 家具製造業 <input type="checkbox"/> インテリアデザイン業 <input type="checkbox"/> 設計監理業

(注 1) 共同申請者（借受者以外）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者以外）ごとに作成すること。

(注 2) 協定書等（写）を添付すること。

(2) 木材の生産部門又は流通部門の構造改善の基本的方向

(注) 高次加工機械等の活用又は合併等の体質強化に関する事項を含めて記入すること。

(3) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)

ア 素材・製材品取扱量等

年次計画等	現状（実績）		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
年間取扱計画 量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計		年間取扱計画量 (m ³)					
		うち地域材						
	直近 計							
		うち地域材						
	2年前 計		うち地域材 (m ³)					
		うち地域材						
3年前 計								
	うち地域材							
引取量計 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均 計		引取計画量 (m ³)					
		うち地域材						
	直近 計							
		うち地域材						
	2年前 計		うち地域材 (m ³)					
		うち地域材						

	3年前	計						
		うち地域材						
うち、協定等に基づく引取量 (m ³) <input type="checkbox"/> 素材 <input type="checkbox"/> 製材品	平均		※注3					
	直近							
	2年前							
	3年前							
JAS無垢材に係る引取量								

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の年間取扱計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注3) 協定等に基づく1年目の引取量が年間取扱計画量の実績の平均値の1割以上であること。

(注4) 5年目の年間取扱計画量が実績の平均値の2割以上増加するように計画すること。

(注5) 素材と製品の両方の取扱がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状 (実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材製品の 生産計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注1) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

ウ JAS製品の生産計画量 (JAS材 地域認証材 集成材 プレカット材)

年次計画等	現状 (実績)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
JAS材等の 生産計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							
うちJAS 無垢材の生産 計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注1) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平

均値を記入する。

(注2) 複数の種類の材を生産する場合は、上段、中段、下段に区分して記入する。

エ 乾燥材の生産計画量 (□ 人工乾燥材 □ 天然乾燥材)

年次計画等	現状 (実績)		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
乾燥材の生産計画量 (m ³)	平均							
	直近							
	2 年前							
	3 年前							

(注1) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注2) 人工乾燥及び天然乾燥の両方を生産している場合は、上段に人工乾燥、下段に天然乾燥を記入する。

(4) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表 (又は資産・負債状況のわかる書類)、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 木材の生産部門又は流通部門の構造改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)

(1) 木材の高度加工に必要な資金

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合計	1 年目 ... ~	千円	千円	千円	千円	千円
	2 年目 ... ~			()	()	()
	3 年目 ... ~			()	()	()
	4 年目 ... ~			()	()	()
	5 年目 ... ~			()	()	()

イ 加工

年次計画	資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				
	木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	所要 資金額 (合計)	生産 計画量 A	1m ³ 当たり 加工 諸経費 B	年間 輸送費 C	年間 資金 回転 数 D	所要 資金額 (A×B +C)÷ D= E
	短期運 転資金	長期運 転資金							

加工	1年目		()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目		()	()	()					
	3年目		()	()	()					
	4年目		()	()	()					
	5年目		()	()	()					

ウ 素材引取（JAS無垢材の原材料となるもの）

年次計画	資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
	木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額(合計)	素材引取計画量 A	1m ³ 当たり素材・製品価格 B	年間輸送費 C	年間資金回転数 D	所要資金額(A×B+ C)÷D=E
	短期運転資金	長期運転資金								
素材引取	1年目		()	()	()					
	2年目		()	()	()					
	3年目		()	()	()					
	4年目		()	()	()					
	5年目		()	()	()					

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 申請者（借受者）が複数の場合における木材産業等高度化推進資金の合計額は、1億円以内とする。

(注3) 「生産計画量 A」は、上記1の(3)のイからエまでの計画量を転記することとし、複数の種類の材の生産を行う場合は、行数を増やし区分記入する。

(注4) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ加工並びにウ素材引取の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載する。

(注5) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

(2) 素材等の供給に必要な資金
ア 合計

年次計画	資金調達先別金額				
	木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額(合計)
	短期運転資金	長期運転資金			
合計	1年目 ... ~	千円	千円	千円	千円
	2年目 ... ~			()	()
	3年目 ... ~			()	()
	4年目 ... ~			()	()
	5年目 ... ~			()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)	素材生産計画量 A	伐採・搬出等諸経費 B	年間立木購入費 C	年間資金回転数 D	所要資金額 (A×B + C) ÷ D = E
		短期運転資金	長期運転資金								
素材生産	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎					
		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)	素材・製品引取計画量 A	1 m ³ 当たり素材・製品価格 B	年間輸送費 C	年間資金回転数 D	所要資金額 (A×B + C) ÷ D = E
		短期運転資金	長期運転資金								
素材引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製品引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

エ 素材加工

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)	素材製品生産計画量 A	1 m ³ 当たり加工諸経費 B	年間資金回転数 C	所要資金額 (A×B) ÷ C = D
		短期運転資金	長期運転資金							
素材加工	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	回/年	千円
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

- (注 1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。
- (注 2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
- (注 3) イ素材生産に係る資金を借り受けようとする①の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入の必要なし。
- (注 4) 資金を借り受けようとする共同申請者が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者）ごとに作成すること。
- (注 5) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材生産、ウ素材・製品引取並びにエ素材加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載する。
- (注 6) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表-1

(合併等により新たに設立された木材の加工を行う事業体)

合併等の実施状況

合併年月日	合併前の名称	合併等後の名称	合併等の目的

第九号様式及び第十号様式を次のように改める。

第 9 号様式 (第 8 条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 事業体等の所在地
 氏 名 名称及び代表者名 (印)
 (※法人にあつては、登記してい
 る住所、名称及び代表者名)

年 月 日付け第 号で認定を受けた合理化計画に係る第 年度(計画期間 年
 月 日～ 年 月 日)の事業実績につき、下記のとおり報告します。

記

1 事業経営改善合理化資金関係

資金名						
項目		事業量			事業費	木材産業等高度化推進資金認定額(実績欄においては借入額)
		地域材	左記以外	計		
合理化計画における計画	素 材 生 産	m ³	m ³	m ³	千円	千円
	間伐等素材生産		—			
	素 材 引 取	()	()	()		
	間 伐 材 等 素 材 引 取	()	()	()		
	素 材 転 換	()	—	()		
	製 品 引 取	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 引 取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
	製 品 生 産	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 生 産	()	()	()		
本年度の合理化	素 材 生 産		—			
	間伐等素材生産		—			
	素 材 引 取	()	()	()		
	間 伐 材 等 素 材 引 取	()	()	()		
	素 材 転 換	()		()		

計画 に 対 す る 実 績	製 品 引 取	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 引 取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
	製 品 生 産	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 生 産	()	()	()		
計 画 対 実 績 の 割 合 B/A	() %	() %	() %		%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、
 - ① 合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
 - ② 素材引取の()は、JAS認証業者等のJAS製品生産量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
 - ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の()は、需要開発に係る認定者にあつては、その生産計画量を、製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る。）に係る認定者にあつては、JAS製品生産計画量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
 - ④ 間伐材等製品生産については間伐材等の素材及び製品の加工に要した経費を記入する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、
 - ① 合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
 - ② 素材引取、素材転換及び間伐材等素材引取の()は、JAS認証業者等のJAS製品生産量を記入する。
 - ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の()は、需要開発に係る認定者にあつては、その生産量を、製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る。）に係る認定者にあつては、JAS製品生産量を記入する。
- (2) 事業費については、
 - ① 素材生産については、立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
 - ② 素材引取、素材転換及び製品引取については、国産材に係る素材又は製材品の引取金額を記入する。
 - ③ 間伐材等素材生産については、間伐等に係る立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用として集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
 - ④ 間伐材等素材引取、間伐材等製品引取については、間伐材等の素材又は間伐材等に係る製材品の引取金額を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

2 木材高度加工資金関係

(1) 立木等引取、素材生産に係る資金関係

項 目		事 業 量			事 業 費	木材産業等高度化推進資金認定額 (実績欄においては借入額)
		地域材	左記以外	計		
合理化計画 における計画	立木引取	m ³ ()	m ³ -	m ³ ()	千円	千円
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
本年度の合理化計画 に対する実績	立木引取	()	-	()		
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
計画対実績の割合 B/A (素材換算値)		() %	() %	() %	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2) 木材加工に係る資金関係

項 目		事 業 量	事 業 費	木材産業等高度化推進資金認定額 (実績欄においては借入額)
合理化計画 における計画	素材の消費量	m ³	千円	千円
	製材品の消費量			
	計 A			
本年度の合理化計画 に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計 B			
計画対実績の割合 B/A		%	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。

- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
- 2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について
 - (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
 - (2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
 - (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

3 構造改善合理化資金関係

- (1) チップ等安定供給資金、木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（立木等引取、素材生産に係る資金）関係

資金名		事業量			事業費	木材産業等高度化推進 資金認定額（実績欄に おいては借入額）
項目		地域材	左記以外	計		
合理化 計画に おける 計画	立木引取	m ³ ()	m ³ —	m ³ ()	千円	千円
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
本年度 の合理 化計画 に対す る実績	立木引取	()	—	()		
	素材生産	()	()	()		
	素材引取	()	()	()		
	製品引取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
計画対実績の割合 B/A（素材換算値）		() %	() %	() %		

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。
- 2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について
 - (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
 - (2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取、製品引取は地域材に係る素材又は製材品の購入代金等を記入する。
 - (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

(2) 木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（木材加工に係る資金）関係

資金名				
項目		事業量	事業費	木材産業等高度化推進資金 認定額（実績欄においては 借入額）
合理化計画における計画	素材の消費量	m ³	千円	千円
	製材品の消費量			
	計 A			
本年度の合理化計画に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計 B			
計画対実績の割合 B / A		%	%	%

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

4 林業経営改善資金

事業区分		事業量 (ha)	事業費 (千円)	木材産業等高度化推進資金 認定額（実績欄においては 借入額） (千円)
林業経営改善計画における計画	所有 森林	植栽		
		保育		
	施業 受託	植栽		
		保育		
		間伐		

	経営 受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	委託	造林面積			
	計 A				
	委託	素材生産 C			
	一貫 作業	一貫作業 E			
本年度の林業経営改善計画に対する実績	所有 森林	植栽			
		保育			
	施業 受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	経営 受託	植栽			
		保育			
		間伐			
	委託	造林面積			
	計 B				
	委託	素材生産 D			
	一貫 作業	一貫作業 F			
	計画対実績の割合 B/A			%	%
計画対実績の割合 C/D			%	%	
計画対実績の割合 E/F			%	%	

(注) 1 林業経営改善計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画書の 3 の(2)の「目標を達成するため必要な事項の実行計画量」の値を記入する。
- (2) 事業費については、林業経営改善計画書の 4 の「3 の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」の計の金額を各事業区分ごとに転記又は按分して記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、林業経営改善計画書の 4 の「3 の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」から推進資金からの借入金の額を転記する。

2 本年度の林業経営改善計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画に掲げた事業の実績を記入する。
- (2) 事業費については、事業を実施するのに要した金額を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

第 10 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

金融機関名

代表者名

貸付状況の報告について

年度 半期における木材産業等高度化推進資金の貸付けの状況を次のとおり報告します。

資金種別貸付状況

(単位：件、千円)

資金の種類	前期末 貸付残高 (A)		当期貸付						当期 償還 (C)		当期末 貸付残高 (A+B-C= D)		備考	
			単独事業		左記以外		計 (B)							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
計	()		()		()		()		()		()			
事業経営改善 合理化資金	計	()		()		()		()		()		()		
	短期資金	2倍 協調												
		3倍 協調												
		4倍 協調												
	長期資金	2倍 協調												
		3倍 協調												
		4倍 協調												
	(JAS認 証業者等)													
	計	()		()		()		()		()		()		
	短期資金													
長期資金														
(JAS認 証業者等)														
木材転換促進 資金	計	()		()		()		()		()		()		
	短期資金													
	長期資金													
	(JAS認 証業者等)													
間伐等促 進	計	()		()		()		()		()		()		
	短期	2倍 協調												
		3倍 協調												

	進資金	資金	4倍 協調													
		長期 資金	2倍 協調													
			3倍 協調													
			4倍 協調													
木材 高度加工資金	計															
	短期資金															
	長期資金															
構造改善 合理化資金	計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	チップ 等安定供給資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
		短期資金														
		長期資金														
	木材 高度加工資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
		短期資金														
		長期資金														
	原木確保 協定促進資金	計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		短期 資金	2倍 協調													
			3倍 協調													
		長期 資金	2倍 協調													
	3倍 協調															
林業経営 改善資金	計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	林業経営 合理化推進資金	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
		短期資金														
		長期資金														

伐採・造材一貫作業推進資金	計	()		()		()		()		()		()	
	短期資金	2倍 協調											
		3倍 協調											
	長期資金	2倍 協調											
		3倍 協調											
計	()		()		()		()		()		()		

(注) 1 件数欄の記載は、金融機関から貸し出されるごとに1件として計上する貸付の件数を裸書きとし、()内にはそれぞれに該当する合理化計画認定者数(数人共同体の場合は団体ごとに1件とする。)を記入する。

なお、()内の件数については次のように整理すること。

- (1) 前期末貸付残高の欄の記載は、直前の半期報告における当該数値を転記する。
 - (2) 当期貸付の欄の()内には、貸付残高の無い者に貸し付けた場合の数を記入する。
 - (3) 当期償還の欄の()内には、償還により貸付残高が皆無となった者の数を記入する。
 - (4) 当期末貸付残高の欄の()内には、当期末において資金を貸し付けている者の数を記入する。
- 2 JAS認証業者等の欄には、当期末貸付残高のうち木材製品の規格化を促進するためJAS認証業者等に貸し付けている件数及び貸付残高を記入する。ただし、製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る。)の認証業者は除く。
- 3 当該貸付欄の単独事業とは、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の記の第3の1の(3)の事業体に係る貸付けとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に三重県知事に対してなされている改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づく申請は、改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則に基づく申請とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 366 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	医療法人 大樹会 明合クリニック	津市安濃町田端上野 970-41	令和2年5月1日
病院・診療所	たいしん堂医院	伊勢市上地町字上荒切 4825 番地	令和2年5月1日
薬局	花もも薬局	四日市市中部 12-6-2	令和2年5月1日
薬局	わかば薬局	員弁郡東員町鳥取 1296 番地 3	令和2年5月1日
薬局	スギ薬局 別名店	四日市市別名一丁目 10 番 16 号	令和2年5月1日
薬局	ファミリーサポート薬局あげき店	いなべ市北勢町阿下喜 1882-6	令和2年5月1日
訪問看護	ファミリア訪問看護ステーション	津市高茶屋小森町 1566-2	令和2年5月1日
薬局	健やか薬局中川店	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地	令和2年6月1日
薬局	スギ薬局 伊賀中央店	伊賀市上野茅町 2725 番地 1	令和2年6月1日
訪問看護	グリーンケア訪問看護ステーション	松阪市下村町 1963-2	令和2年6月1日

三重県告示第 367 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	スギ薬局伊賀中央店	伊賀市上野茅町 2725 番地 1		薬局	令和2年6月1日
薬局	健やか薬局中川店	松阪市嬉野中川新町二丁目 17 番地		薬局	令和2年6月1日

三重県告示第 368 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	みずたに薬局中央店	桑名市中央町1丁目17-2	桑名市中央町1丁目17-4		薬局	令和2年5月1日

三重県告示第369号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県農業研究所の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木英敬

1 委託先

- 三重県四日市市水沢町2441番地の3
三重茶農業協同組合
- 三重県松阪市嬉野権現前町464番地の5
一志東部農業協同組合
- 三重県度会郡度会町大野木1858番地
伊勢農業協同組合
- 三重県松阪市高町138番地
三重県松阪庁舎内売店 加藤 つぎ子
- 三重県伊賀市四十九町2802番地
三重県伊賀庁舎内売店 上田 エミ子

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

三重県告示第370号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県農業大学の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木英敬

1 委託先

- (1) 三重県松阪市小津町800番地
三重V F株式会社
- (2) 三重県松阪市嬉野権現前町464番地の5
一志東部農業協同組合

2 指定の期間

- (1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (2) 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

三重県告示第371号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、令和2年度就農施設等資金三重県貸付金に係る償還金の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木英敬

1 委託先

- 三重県津市栄町1丁目960
三重県信用農業協同組合連合会

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

三重県告示第372号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件（平成8年三重県告示第303号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用します。ただし、同日までに金融機関が貸し付けた木材産業等高度化推進資金に係る利率については、なお従前の例によります。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木 英 敬

表第2号の項を次のように改める。

<p>2 構造改善合理化資金</p>	<p>(1) 木材高度加工資金</p>	<p>1 次に掲げる木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。）とする。</p> <p>ア 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 集成材製造施設 (イ) 人工乾燥施設 (ウ) 薬剤処理施設 (エ) プレカット加工施設 (オ) 廃木材破砕・再生処理施設 (カ) 製材用省力化設備 (キ) 合板用省力化設備 (ク) 木製組立材料製造用省力化設備 (ケ) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 <p>イ 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの</p> <p>ウ 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うもの</p> <p>2 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき1の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費</p> <p>イ 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。</p>	<p>利率（保証なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期資金 年1.30% 長期資金 年1.00% <p>（資金の回収期間が1年を超えるもの）</p> <p>利率（保証付き（債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用））</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期資金 年0.90% 長期資金 年0.60% <p>（資金の回収期間が1年を超えるもの）</p> <p>償還期限</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 <p>（据置期間1年以内を含む。）</p> <p>貸付限度額 1億円</p> <p>特別貸付限度額</p> <p>（知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。）</p> <p>JAS無垢材の製造を行う者の事業に要する資金に係るもの 2億円</p>
--------------------	---------------------	---	---

三重県告示第373号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年6月12日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。
別表 1(8)の表を別表 1(9)の表とし、別表 1(7)の表を別表 1(8)とし、同表の前に次の 1 表を加える。

(7) 観光政策課関係

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補 助（交付）率	(E) 補助対象者
1	三重県内 周遊促進 支援補助 金	県内のバス事業者及び旅行業者が実施する安全・安心して旅行できる県内周遊型旅行商品の造成を支援することにより、県内を周遊する旅行者を増加させ、県内の旅行者の消費を促進する。	安全・安心な県内周遊型旅行を促進するために要する経費	別に定める。	別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 2 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 374 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゲオ鈴鹿西条店、セカンドストリート鈴鹿西条店
鈴鹿市西條町 423 番地の 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
朝日株式会社	三重郡朝日町大字縄生 375 番地 1	川北 真也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ゲオストア	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	緑川 真
株式会社セカンドストリート	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	今泉 有道

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 3 年 1 月 27 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,003 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	80 台	縦覧による

駐車場 2	20 台	縦覧による
合 計	100 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	50 台	縦覧による
合 計	50 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合 計	40 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	9.6 m ³	縦覧による
合 計	9.6 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ゲオストア	午前 10 時	翌午前 1 時
株式会社セカンドストリート	午前 10 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 9 時 30 分から翌午前 1 時 30 分まで
駐車場 2	午前 9 時 30 分から翌午前 1 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場 1 及び 2	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 9 時から午後 8 時まで

7 届出の日

令和 2 年 5 月 26 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 6 月 12 日から同年 10 月 12 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 375 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン鈴鹿

鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番地

- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和2年6月12日から同年7月13日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 376 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菟野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先から 三重郡菟野町大字千草字東江野 7045 番 162 地先まで	旧	16.0～53.3	1,615.5
	新	13.2～54.1	1,615.5

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神戸長沢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市長澤町字新沢 1815 番 10 地先から 鈴鹿市長澤町字新沢 1821 番 25 地先まで	旧	11.1～15.2	187.9
	新	11.1～15.2	187.9

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市須野町字本道 51 番 22 地先内	旧	12.2～20.9	24.1
	新	12.2～24.8	24.1

三重県告示第 377 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 朝明溪谷線	三重郡菟野町大字音羽字中之堀 432 番 7 地先から 三重郡菟野町大字音羽字中之堀 435 番 1 地先まで	令和 2 年 6 月 12 日
県道 横輪南勢線	伊勢市矢持町下村字田代 757 番 1 地先から 伊勢市矢持町下村字田代 749 番 1 地先まで	令和 2 年 6 月 12 日
県道 横輪南勢線	伊勢市矢持町下村字口細 387 番 1 地先から 伊勢市矢持町下村字口細 353 番 4 地先まで	令和 2 年 6 月 12 日

三重県告示第 378 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
菰野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画下水道事業
流域関連菰野町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 6 年 9 月 26 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

平成 6 年三重県告示第 434 号、平成 7 年三重県告示第 532 号、平成 9 年三重県告示第 825 号、平成 13 年三重県告示第 73 号、平成 17 年三重県告示第 133 号、平成 20 年三重県告示第 439 号、平成 26 年三重県告示第 441 号及び平成 29 年三重県告示第 865 号の事業地のうち、菰野町大字千種字奥郷前、大字菰野字柳林、字常盤及び字西之垣内、大字下村字佃、大字福森字高木並びに大字神森字神森及び字森において事業地を変更する。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

北谷土地改良区（松阪市小片野町 323 番地 1）

就任理事

松阪市小片野町 1194 番地	奥 出 克 成
" " 1682 番地	奥 山 博
" " 273 番地	野 村 幸 彦
" " 1736 番地 1	安 田 和 郎
" " 1148 番地	古 野 文 善
" " 670 番地	奥 山 悦 生

就任監事

松阪市小片野町 1339 番地	寺 田 利 幸
" " 1725 番地	亀 田 耕 一 郎
" " 191 番地	野 村 顯 寛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

長島町土地改良区（桑名市長島町松ヶ島 38 番地）

退任理事

桑名市長島町下坂手 58 番地
 " " 新所 285 番地
 " " 小島 265 番地
 " " 間々 216 番地
 " " 押付 198 番地 1
 " " 平方 480 番地
 " " 西外面 2310 番地
 " " 松ヶ島 399 番地
 " " 葭ヶ須 185 番地
 " " 福豊 24 番地
 " " 福吉 558 番地
 " " 白鷄 371 番地
 " " 松蔭 492 番地
 " " " 56 番地

伊藤 忠弘
 服部 義和
 服部 敏夫
 伊藤 聡
 伊藤 正次
 伊藤 修
 伊藤 重雄
 丹羽 胤夫
 佐野 善伸
 諸戸 清士
 大橋 康人
 伊藤 和久
 伊藤 直喜
 石垣 孝史

退任監事

桑名市長島町高座 87 番地
 " " 西外面 53 番地
 " " 赤地 2 番地

小澤 宣夫
 金森 廣巳
 柴田 敏行

就任理事

桑名市長島町下坂手 58 番地
 " " 新所 285 番地
 " " 小島 266 番地
 " " 高座 87 番地
 " " 殿名 1003 番地
 " " 平方 480 番地
 " " 西外面 53 番地
 " " 松ヶ島 236 番地
 " " 鎌ヶ地 38 番地 1
 " " 赤地 37 番地
 " " 福吉 6 番地
 " " 横満蔵 295 番地
 " " 松蔭 1025 番地
 " " " 56 番地

伊藤 忠弘
 服部 義和
 服部 厚生
 小澤 宣夫
 伊藤 孝雄
 伊藤 修
 金森 廣巳
 丹羽 秀幸
 花井 了一
 伊藤 茂樹
 佐野 隆一
 伊藤 光廣
 鈴木 十志彦
 石垣 孝史

就任監事

桑名市長島町出口 312 番地
 " " 西外面 2063 番地
 " " 福豊 30 番地

伊藤 正男
 村上 照夫
 山田 美樹

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、市木川沿岸土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地の 10）の解散を令和 2 年 6 月 4 日認可しました。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業名	地区名	工事完了年月日
県営基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	神田 2 期地区	令和 2 年 3 月 31 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（亀山市公共基準点復旧測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 5 月 27 日から同年 7 月 20 日まで
- 3 作業地域
亀山市南鹿島町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 5 月 29 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
松阪市八太町、尾鷲市坂場町、同市倉ノ谷町及び北牟婁郡紀北町船津

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 5 月 29 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
熊野市大泊町及び南牟婁郡紀宝町成川

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 2 年 6 月 12 日

三重県警察本部長 岡 素 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,690,100 kWh
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。
 - (3) 使用期間
令和 2 年 11 月 1 日（日）0 時から令和 3 年 10 月 31 日（日）24 時まで
 - (4) 需要場所
三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部
 - (5) 業種
官公署（事務所）
 - (6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおり。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 令和2年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
- オ 供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和2年7月10日（金）10時00分までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、令和2年8月14日（金）16時00分までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（小売電気事業者）が、令和2年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和2年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課施設室管財係 担当 西岡
電話 059-222-0110 (内線) 2277 ファクシミリ 059-226-9917
電子メール eckenkei@pref.mie.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和2年8月4日(火)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和2年7月14日(火)17時00分までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年8月4日(火)13時00分まで

イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年8月4日(火)13時00分

なお、津塔世橋郵便局へは令和2年7月27日(月)から同年8月4日(火)13時00分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

案件名 三重県警察本部で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年8月4日(火)13時15分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部入札室

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、令和2年7月28日(火)15時00分までに(1)の場所へ連絡してください。

なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知(証明書等審査結果通知書)(写し可)を持参してください。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を記載するものとします。

なお、調達システムで通知される落札金額については、更に消費税及び地方消費税分が加算されていますので、当該消費税及び地方消費税分を減じた金額(入札額と同額)に落札金額を改めます。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらの者を「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生

法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 2,690,100kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Sunday, November 1, 2020 to 12:00 P.M. on Sunday, October 31, 2021.

(3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

(4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M. on Tuesday, August 4, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 27, 2020 and 1:00 P.M. on Tuesday, August 4, 2020.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:15 P.M. on Tuesday, August 4, 2020.

(6) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan

TEL:059-222-0110 EXT. 2277

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
